

（仮称）多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務提案書
作成要領

1 提案書作成要領

提案内容は、「（仮称）多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務公募型プロポーザル実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「（仮称）多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）、及び本提案書作成要領（以下「作成要領」という。）の要件を満たすことを条件とする。ただし、要求仕様を直接満たさない場合は、必要に応じて提供可能な代替案を記載すること。

企画提案書に記載すべき項目を次に示す。提出する企画提案書の構成は項目の順に一致させること。業務協力を予定している企業がある場合は、各項目に委託範囲を明記した上で記載すること。

（１）会社概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、従業員数、業務内容等について具体的に記載すること。なお、業務協力を予定している企業がある場合は、すべての企業について、同様に記載すること。

（２）設置実績

令和７年５月現在、他自治体もしくは公共団体又は保育施設等における室内遊具設置実績を記載すること（最大１０件）。なお、設置実績は提案業者が直接設置した実績を記載すること。

（３）提案を求める項目

提案する遊具の特徴として、次の項目について記載すること。

- ① 安全性
- ② 機能性
- ③ デザイン性
- ④ 置床への固定方法
- ⑤ 見積価格の妥当性

(4) 遊具の設置

遊具設置までのスケジュールを月日別に提示すること。

※ただし、エレベーターは令和8年6月下旬から使用可能予定。

建物建設の進捗状況によって変わるためその場合は別途協議する。

(5) 追加提案（本市への提案）

本市に対する有益な提案があれば記載すること。

(6) 日常の点検、清掃、メンテナンス方法について記載すること。

(7) 未対応事項

仕様書に対応できない内容がある場合は、その理由や代替案を添えて記載すること。

2 提案価格内容

仕様書の必須項目を全て満たすことを条件とする。

企画提案書に記載されている事項は、すべて見積りに含み、提案価格の見積りは、参考見積書（様式第3）及び参考見積内訳書（任意様式）により提出すること。

(1) 記載内容の留意点について

ア 見積書に（仮称）多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務に係る費用を記載すること。

イ 提案価格については、「実施要綱 3 見積限度額」の価格を超過しないように留意すること。

3 留意事項

企画提案書作成については、「実施要綱 9 企画提案書作成方法」も参照すること。